

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度	包括外部監査分	(長野市長分)		
指摘事項		当初措置状況 (2年度)	令和4年度の措置状況	担当課
<p>1.8 延長保育事業・休日保育事業(時間外保育事業) (1)補助金交付施設への実地調査について【意見】 (報告書68ページ)</p>	<p>市は長野市補助金等交付規則及び長野市特別保育事業補助金交付要綱に基づき延長保育事業を行う私立園に対して補助金を交付している。算定される補助金額は、①延長保育事業に要する経費から保育所が徴収した延長保育料を控除した金額と②長野市特別保育事業補助金交付要綱に定める補助金交付限度額を比較して少ない方の金額となる。市は保育所が徴収する延長保育料について徴収簿等調査は行っていない。 長野市補助金等交付規則第4条に、市は補助金交付施設に対し、必要に応じて実地調査を行うことができる旨が規定されている。施設が作成する延長保育料徴収簿の金額と実績報告書の金額が合致しているかを確認する実地調査を数件実施することにつき検討が望まれる。それにより他の補助金交付施設に対する牽制効果が期待できる。</p>	<p>実地調査対象施設の中から数施設抽出し、延長保育料徴収簿の金額と実績報告書の金額が合致しているかの確認を行う。(2庶第222号R2.7.17)</p>	<p>施設への確認監査(実地)に併せて、帳簿等を確認した。</p>	<p>保育・幼稚園課</p>
<p>(2)不正を防ぐ仕組みについて【意見】 (報告書97ページ)</p>	<p>福祉医療費給付制度の受給者において、医療費の支払いが困難な者に対し医療費の支払いに充てる資金の貸し付けをしており、貸付金は平成30年度に22万円ある。現物給付でない場合、福祉医療費が支払われるまで2、3か月あるため、当制度利用者は市から資金を借り受け、医療機関等の窓口で受診料に充てる。 貸付方法は資金を借受人に支払うものとしているが、貸付金の目的外利用を防ぐため、支払先を医療機関等に変更することが望まれる。</p>	<p>現状では、受診後の確定した医療費分を貸付し、その度に受給者と状況や償還について確認を行っており、受給者との接触を多くすることが目的外利用の防止になっているものと考えられる。 しかしながら、福祉医療費貸付金の不正をより防ぐ仕組みにするため、すでに支払先を医療機関等としている他市を参考に、導入の可否について調査、研究していきたい。</p>	<p>貸付金利用者は、生活状況によっては医療費の助成だけでなく、生活全体への支援が必要な場合もあることから、貸付の度に受診状況のみならず、生活の状態等についても確認を行っており、生活保護の受給に繋がった事例もあった。 医療費の支払いを医療機関等に直接支払う方法等の導入については、他市の状況を踏まえても課題があり、受給者との接触を絶やさずに、本人への貸し付けを継続していく。</p>	<p>福祉政策課</p>
<p>(2)実施要綱の整備について【意見】 (報告書194ページ)</p>	<p>本事業は長野市はり・マッサージ事業実施要綱によって運営されているが、施術者への助成金額、一回当たりの施術時間といった基本的な事項の記載がされていない。他方、これら基本的な事項は実施要綱に記載されたうえで運営が行われている市もある。 事業実施要綱は事業運営の根拠法令となる重要なものであることから、他市の事業実施要綱も参考にしながら、助成金額や施術時間といった基本的な事項を事業実施要綱に盛り込むことが望まれる。</p>	<p>他市の要綱を参考に、視覚障害者福祉協会と協議の上、要綱の改定を検討する。</p>	<p>令和3年4月1日から施行した要綱にて、助成金額と施術時間を追記した。</p>	<p>高齢者活躍支援課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度 包括外部監査分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和4年度の措置状況	担当課
<p>3.11 介護予防教室 (1)類似事業との重複について 【意見】 (報告書195ページ)</p> <p>介護予防教室の目的は介護予防の普及啓発であり、要介護リスクやその予防方法について広く市民に周知しているものである。一方、地域での住民による主体的な介護予防活動の場としてはつらつ倶楽部がある。はつらつ倶楽部とは、高齢者を中心として、健康寿命を長く保つための体操や脳トレ・レクリエーション等の介護予防活動を市内各地域で行う自主グループであり、総合事業における一般介護予防事業として市が立ち上げから継続まで支援している。はつらつ倶楽部は地区ごとに活動し、平成30年末時点で171団体が活動しているが、普及が進みつつあり、最終的には市内全域に400～500団体を目指している。介護予防教室にて介護予防について学んだ後に、その継続方法の一つとして、はつらつ倶楽部等地域での介護予防活動につながっていくよう、現在検討中である。</p> <p>介護予防教室は地域包括支援センターが実施するが、仕様書では委託料の支払いを年9回までとしており、年9回の実施が多い。しかし、中には年5回の実施に留まるセンターもある。市では極端に少ないことがないよう指導するとしているが、センター業務は多岐に渡り、多忙である。平成29年の地域包括支援センター調査において、業務量が大変多い、多いと答えたセンターの割合は16/18に上る。今後もその役割の増加に伴い、業務量も増加していくと思われる。</p> <p>はつらつ倶楽部の普及により体操や交流等による介護予防活動の継続が進みつつある中、介護予防教室の事業目的が普及啓発であることを踏まえ、センターの現状を考慮し、地区の地域資源やニーズ等、地域包括支援センターが担当する地区の状況に合わせて、効果的、効率的な実施の検討が望まれる。</p>	<p>介護予防教室は、地区の実情に合わせて、介護予防に資する運動、栄養、口腔機能向上等の啓発を行っている。ご指摘のとおり、総合事業の実施に伴い、各地域ではつらつ倶楽部の立ち上げ及び継続支援を実施している。また、はつらつ倶楽部のほか、地域のお茶のみサロン、公民館活動及び民間スポーツ施設等が充実している地域など、地域により実情が異なっている。</p> <p>現行の開催方法を見直し、はつらつ倶楽部等の介護予防の場が充実している地域においては、地域包括支援センターが実施する介護予防教室から地域の介護予防の場に移行、また、介護予防の場が少ない地域においては、地域包括支援センターが引き続き介護予防教室を実施するなど、地区の実情に合わせた方法を検討する。</p>	<p>はつらつ倶楽部等の介護予防の場が開催されている28地区においては、地域包括支援センターへの委託による介護予防教室の実施をR3年度を以って終了としている。</p> <p>ただし、介護予防の場が少ない中山間地域等の4地区においては、引き続き在宅介護支援センターに委託し、介護予防教室を実施している。</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度	包括外部監査分	(長野市長分)		
指摘事項		当初措置状況 (2年度)	令和4年度の措置状況	担当課
<p>3.15 緊急通報システム (1)適切な目標設定について【意見】 (報告書205ページ)</p>	<p>「あんしんいきいきプラン21」では、PDCAサイクル実施による数値目標達成のため、節毎に指標名、指標の内容、指標設定の意義が整理され計画に記載されている。第2章第1節「福祉サービスの充実」の記載内容は以下のとおりである。 ※表は省略</p> <p>平成32年度目標値の算出根拠について質問したところ、平成28年度緊急通報システム設置率が1,112台÷一人暮らし高齢者数9,643人≒11.53%、平成32年度一人暮らし高齢者数推計が10,853人、よって平成32年度目標値は10,853人×11.53%≒1,251台とのことであった。しかし、この計算は基準値を高齢化率によって引き直したに過ぎず、設置率を固定していることは実質的に現状維持を目標に掲げることになり、これは目標とは呼べない。また、高齢化率を勘案するのであれば、適切な数値は設置数ではなく設置率である。 次に、緊急通報システム実績値は以下のとおりである。 ※表は省略</p> <p>設置数が年々低下している理由を、携帯電話の普及と固定回線利用率の低下としている。確かに携帯電話があれば緊急通報システムは不要と考えることもあろうかと思われ、理由としては納得できる。また、担当課は数値の上昇よりも、必要な高齢者にシステムが行き渡ることを重視しており、数値の低下は致し方ない面もあるかと思われる。しかし一方で、あんしんいきいきプランの指標として当該事業が取り上げられており、ここでは設置数の増加を目指すこととされている。当該事業の実施により実現したい姿を明確にし、それを的確に把握できる目標設定と、手法の検討を行うことが望まれる。</p>	<p>次期「あんしんいきいきプラン21」策定に当たって指標を見直し、福祉サービスの充実に適正に計ることができるものにしていく。</p>	<p>令和2年6月2日開催、長野市社会福祉審議会老人福祉専門分科会において指標の見直しについて審議され、「あんしんいきいきプラン21 2018-2020」策定においては、各論から目標値とする指標を削除している。</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>
<p>(2)業務マニュアル作成について【意見】 (報告書208ページ)</p>	<p>本事業は介護保険の要支援・要介護の認定者であり、介護保険料を滞納していないこと、かつ、市町村民税非課税世帯である等の要件があり、要件充足を確認するために他課との連携も必要である。さらに申請に必要な書類も多い事業である。制度自体が複雑であり、業務マニュアルの必要性は課としても認識しているが、現在マニュアルは作成されていない。 複雑な制度であるため、より正確迅速な事業運営を図るためにも、業務マニュアルを作成することが望まれる。</p>	<p>令和2年度中にマニュアルを整備し、より正確迅速な事業運営を図る。</p>	<p>令和2年度にマニュアル整備済み。</p>	<p>介護保険課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度	包括外部監査分	当初措置状況 (2年度)	令和4年度の措置状況	(長野市長分) 担当課
<p>3.21 はいかい高齢者家族支援サービス助成事業 (1)事業目的のための手段について【意見】 (報告書217ページ)</p>	<p>はいかい高齢者家族支援サービス助成事業の認定件数は以下の通りである。 ※表は省略</p> <p>介護保険認定調査結果によると、平成30年度認知症高齢者は12,815人であり、はいかい行動が見られる人数は正確には不明だが、それでも数字は低迷しているように見える。より積極的な周知活動が求められるが、普及率が上がらない理由として、GPSによる位置情報検索サービスはGPS機器をはいかい高齢者が持って出かけないと効果がなく、携帯させるための工夫等、有効に利用するための対策が必要なことも挙げている。現在、別の方策として、所持品や洋服などにあらかじめQRコードを印刷したタグやシールを付けておき、高齢者がはいかいした場合に、発見者等が、QRコードを読み取ると検索を依頼した家族に通報される仕組みの検討も行っている。ただこれも、発見者がQRコードを読み取らないと効果がないという。</p> <p>決定的な手段がないのであれば、玄関への人感センサーの設置を推奨するなど、二重三重の手段を検討する必要がある。QRコードについては、地域住民への周知は必要であるが、外回りの多い事業者の協力事業である見守りSOSネット事業の参加事業者が認知しているだけでも、一定の効果は見込めると思われる。はいかい対策に地域住民の協力は不可欠であり、機器による見守りと同時に、地域による見守りを啓発していくことも重要となる。</p> <p>はいかい高齢者の迅速な保護と介護者の負担軽減という事業目的は非常に必要性が高く、有益である。GPS端末による位置情報検索サービスと合わせて、QRコードその他の方策も取り入れるべきであり、事業目的達成のため更なる周知、啓発を図っていくことが望まれる。</p>	<p>現在の助成対象以外の民間サービスについても研究し、はいかい高齢者家族を支援する、十分な効果が期待できる場合には、助成対象とすることを検討したい。</p>	<p>QRコードその他の方策については、有効性を検証するエビデンスが得られておらず、引き続き検討しているところ、令和3年度に見直しを行い、利用対象者について、要介護のみから、要支援、事業対象者まで広げ、より実効性の高い事業とした。</p> <p>地域における見守り体制の構築はSOSネット事業の役割として、本事業は本来の目的である家族支援を行うものであると認識している。</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>
<p>(2)利用者のニーズの把握について【意見】 (報告書220ページ)</p>	<p>地域包括支援センター業務仕様書では介護者教室の目的を、介護方法や介護予防又は介護者の健康づくり等についての知識・技術の習得としている。各包括支援センターが実施している介護者教室の内容について実施報告書により調査したところ、おおむね目的に沿った講座が開催されていた。しかし、高齢者を介護する者が受講する介護者教室の参加者は、自らの介護予防を目的として受講する介護予防教室の参加者との重複が多くみられ、本来介護者教室が対象とする介護者の参加は少ない。センター職員が介護者を教室に誘ってもなかなか来てくれないといったケースも報告されている。また、平成28年度に実施された長野市高齢者等実態調査において、介護者が困っていることについてのアンケート結果では「精神的なストレスがたまっている」が最も高く、介護の知識不足、技術不足に関連する項目は上位10項目に入っていない。こうした事情から、現状の介護者教室は事業目的が介護者のニーズに合致しておらず、事業の有効性の観点から問題がある。</p> <p>一方で実施報告書からは、介護者教室開催後に参加者の交流や意見交換の時間を設けているセンターがあり、介護者が経験談や乗り越え方を話し合い、介護者としての気持ちや学ぶことができたとの報告もあり、そうした時間や経験の共有こそが介護者にとって有益であることが読み取れる。事業として本来応えるべきニーズではないかと思われるが、そうした実際の介護者のニーズを掴むことも必要である。</p> <p>事業目的が介護者のニーズに合致していないことから、メニューの見直しを含め、事業を抜本的に見直すことが望まれる。</p>	<p>本市では、後期高齢者の約33%が介護認定を受けている。90歳以上の高齢者を65歳以上の退職者が自宅で介護をしているケースもあるため、介護者教室と介護予防教室の参加者が重複することがある。また、就労しながら介護をしている介護者が増え、介護者教室への参加が難しい現状がある。</p> <p>ご指摘のとおり、介護者の精神的なストレスの軽減が課題となっている。介護者教室の中で行われるグループワーク等(ピアカウンセリング)や教室前後の受講者同士の情報交換等が有益であることを把握している。</p> <p>現在は、介護者教室の内容及び実施方法について、厚生労働省 H30年3月発行「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」に基づき、介護離職防止、子育てと介護のダブルケア等への支援を含めた事業の抜本的な見直しに向けた検討を行っている。</p>	<p>令和3年度から通常の教室等へは参加しづらい男性介護者を対象とした「男性介護者のつどい」や年々増加している認知症高齢者の介護者を対象とした「認知症ケア」などテーマを絞って開催を委託している。</p> <p>これにより、共通の悩みをもつ介護者同士の交流を促進するとともに、よりの確かなアドバイスができています。</p>	<p>地域包括ケア推進課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度 包括外部監査分		(長野市長分)		
指摘事項		当初措置状況 (2年度)	令和4年度の措置状況	担当課
(2)業務マニュアル作成及び研修実施について【意見】 (報告書232ページ)	本事業は社会福祉法人等利用者負担軽減事業を利用してもなお生計の維持が困難な者であることを大前提としてあり、かつ、支給にあたってその者の収入資産等を勘案するといった複雑な要件を充足するか判断する必要がある。 また、申請から援護金支給までの事務処理も多く、申請に必要な書類も多いため、業務マニュアルの必要性を課としても認識しているが、現在マニュアルは作成されていない。さらに、平成30年度については研修も実施されていない。 複雑な制度であるため、より正確迅速な事業運営を図るためにも、業務マニュアルを作成すること及び事業全般の内容や事務処理についての研修を担当職員に向け実施することが望まれる。	令和2年度中にマニュアルを整備し、より正確迅速な事業運営を図る。	令和2年度にマニュアル整備済み。事務引継ぎ時に、マニュアルを活用し、研修を実施している。	介護保険課
3.31 高齢者生活福祉センター (1)事業担当課の見直しについて【意見】 (報告書238ページ)	施設利用希望者からの利用相談、面談等の一部業務については、地域包括ケア推進課が担当しており、必要に応じて地域包括ケア推進課と連携して事業を行っている状況である。 2課合同で1事業を担当すると、1つの課単独で事業運営を行う場合に比べ、課間の連絡や調整を図る必要が単独運営よりも多くなる傾向にある。その点を考慮すると、より効率的な運営を行うためには、両課で協議し、適切な引継ぎを行ったうえで、事業担当課を高齢者活躍支援課又は地域包括ケア推進課どちらかにするという選択肢もあるのではないだろうか。効率性の観点から、事業担当課の見直しについて検討することが望まれる。	地域包括ケア推進課と密に連携しており、物理的にも距離が近いことから非効率にはなっていない。 今後は、高齢者が安心して健康に生活できるよう、最も基礎的な住環境に関して、関係課と総合的に検討する。	地域包括ケア推進課と引き続き密に連携をとりながら事業を進めている。高齢者活躍支援課は建物所管課として利用許可や建物修繕等に対応する必要があり、地域包括ケア推進課は利用者の個々の心身状態を見極め、当該施設またはほかの施設の利用の検討等をする必要がある。事業をどちらかの課へ完全に移行することは、かえって事務の専門性を欠く可能性があり、一概に効率化につながるとは言えないことから、当面の間は現状の体制のまま、引き続き連携をとって事業を進めていく。	高齢者活躍支援課
3.32 高齢者共同生活支援施設 (1)事業担当課の見直しについて【意見】 (報告書240ページ)	施設利用希望者からの利用相談、面談等の一部業務については、地域包括ケア推進課が担当しており、必要に応じて地域包括ケア推進課と連携して事業を行っている状況である。 2課合同で1事業を担当すると、1つの課単独で事業運営を行う場合に比べ、課間の連絡や調整を図る必要が単独運営よりも多くなる傾向にある。その点を考慮すると、より効率的な運営を行うためには、両課で協議し、適切な引継ぎを行ったうえで、事業担当課を高齢者活躍支援課又は地域包括ケア推進課どちらかにするという選択肢もあるのではないだろうか。効率性の観点から、事業担当課の見直しについて検討することが望まれる。	地域包括ケア推進課と密に連携しており、物理的にも距離が近いことから非効率にはなっていない。 今後は、高齢者が安心して健康に生活できるよう、最も基礎的な住環境に関して、関係課と総合的に検討する。	地域包括ケア推進課と引き続き密に連携をとりながら事業を進めている。高齢者活躍支援課は建物所管課として利用許可や建物修繕等に対応する必要があり、地域包括ケア推進課は利用者の個々の心身状態を見極め、当該施設またはほかの施設の利用の検討等をする必要がある。事業をどちらかの課へ完全に移行することは、かえって事務の専門性を欠く可能性があり、一概に効率化につながるとは言えないことから、当面の間は現状の体制のまま、引き続き連携をとって事業を進めていく。	高齢者活躍支援課

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度 包括外部監査分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和4年度の措置状況	担当課
<p>【提案1】 (報告書244ページ)</p> <p>子育てと高齢者に関する事業の融和を検討する際に重視しなければならない事の一つに、点で検討するのではなく線で検討することが挙げられる。点で検討するとは、すなわち、個別事業単体での検討となるが、線で検討するとは、個別事業相互の関係性も含めて検討するということである。それには、個別事業受益者による既得権に捕らわれることなく、融和を意識した事業整理が必要である。</p> <p>各事業を整理する中で世代間の負担の公平性について検討することも線で検討する重要課題である。</p> <p>子どもについては少子化でより手厚い施策を展開し、より子育てしやすい環境整備が求められる。一方で高齢者は健康寿命の延伸により、生涯現役の意識に基づく働く環境づくりが求められる。今後の在り方を考えると、事業そのものを見直すと同時に負担の在り方についても見直しが必要である。例えば、公共交通について子どもが半額であるのに対し、高齢者が3割を基準に計算した額という在り方が妥当であるのか。世代間負担の公平性という線をつなげる観点からも見直しを検討することが望まれる。</p>	<p>子育て施策への高齢者の関わり方として、第二期長野市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:令和2年度～令和6年度)において、高齢者を含めた地域住民や子育てサークル、NPO、民間企業等の協力により、社会全体で子どもの育ち・子育てを支援することとしている。</p> <p>具体的には、放課後子ども総合プラン施設におけるアドバイザーや地域ボランティアとしての活用、保育所における世代間交流等に取り組んでいる。</p> <p>今後も高齢者の更なる活用の観点からの施策構築を模索していきたい。</p>	<p>地域で暮らす高齢者には、放課後子ども総合プラン施設におけるアドバイザーや地域ボランティアや、保育所における世代間交流等の活動を通じて、子育て施策に関わる機会につなげてもらっている。</p>	<p>こども政策課</p>
<p>【提案3】 (報告書245ページ)</p> <p>長野市では、高齢者の社会参加活動・生きがいづくりの一環として、かがやきひろば(老人福祉センター)やシニアアクティブ(高齢者活動)ルーム等がある。これらの施設と地域子育て支援センターが交流する機会の設定をすることで、高齢者は同じ地域に住む子どもと触れ合うことができ、子どもの親は高齢者から子育ての知恵を授かることができる。</p> <p>さらにこの関係性は、地元地域におけるコミュニティの発展につながり、地域の中で地域を支えていく人材を育てる取組につながる。目的別の施設にこだわるのではなく、複数の目的を達成できる仕組みを実施することが望まれる。</p> <p>また、個別事業や補助金についても縦割りや個別の対象を前提としたものにならないよう、可能な限り融合して実施することが望まれる。</p>	<p>老人憩の家では、地域の保育園児を施設に招待し、利用者との交流を定期的に行っている。かがやきひろば戸隠では、子育て中の親から高齢の人が一つの講座に参加して交流を深める、3世代ヨガ講座を3年前から実施している。</p> <p>今後は、利用者アンケート等や聞き取りから効果を測定し、他の施設でも取り組むことを目指しているように、指定管理者等と検討していく。</p> <p>また、世代間交流により事業の相乗効果が期待できるよう、部局横断的な視点で検討していく。</p>	<p>かがやきひろば(老人福祉センター、ふれあい交流ひろば)と公民館など、施設の設置目的が類似している施設が併存している一部の地域(篠ノ井、吉田、中条など)では、それぞれの施設が持つ役割を適切に果たすべく、施設で行う講座内容等の調整を行っている。各施設においては、より効果的かつ効率的に事業を実施できるよう、引き続き、関係施設との調整を図っていく。</p>	<p>高齢者活躍支援課</p>